

運 営 細 則

第 1 章 総 則

第 1 条（目的） この細則は、幸手東武団地自治会会則第 2 8 条第 2 項および第 7 3 条にもとづいて、この会の運営に関する必要事項のうち他の規定にないものについて定める。

第 2 章 入会および脱会

第 2 条（入会） この団地に転入した個人は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、班長を通じて会長に提出するものとする。

② 会員の資格取得日は、前項の入会申込書を会長が受付けた日とする。

第 3 条（脱会） この団地から転出する会員は、所定の用紙に必要事項を記入し、班長を通じて会長に提出し承認を得なければならない。

② 会長は前項の会員がこの会に負債がないことを確認したうえで脱会を承認するものとする。

第 3 章 区および班

第 4 条（区） この会を円滑に運営するために、団地内を 4 区に区分し、1 区につき 1 名の区長をおく。

第 5 条（班） 各区の中に次のとおり班を設け、1 班につき 1 名の班長をおく。

1 区 2 0 班 2 区 1 2 班 3 区 1 8 班 4 区 1 4 班

第 4 章 専門部

第 6 条（職務） 各専門部の職務は次のとおりとする。

1 総務部

- ア 一般の庶務事項および他の諸団体との窓口業務
- イ 会員の加入および脱会に関する事務
- ウ 会員名簿の作成および管理
- エ 会議開催の準備および議事録の保管
- オ その他、他の専門部に属さない事項

2 財務部

- ア 会の資産の管理ならびに会計業務
- イ 会費の徴収業務
- ウ 予算および決算の原案作成
- エ 資産運用に関する原案作成

オ その他財務に関する業務

3 広報部

ア 会報、お知らせの発行などの広報活動

イ 報道機関対策に関する業務

ウ 会の掲示物に関する業務

エ その他広報に関する業務

4 会館管理部

ア 会館および付帯施設の維持管理

イ 会館使用に関する事務手続き業務

ウ 会館使用方法についての周知徹底

エ 会館使用料の徴収

オ その他会館管理に関する業務

5 生活環境部

ア 団地内の道路・公園・停留所・空地などの機能維持および清掃

イ 街路灯の維持管理業務

ウ 防犯・防火・自主防災などの生活安全対策に関する業務

エ 交通安全および通勤・通学に関する業務

オ その他生活環境に関する業務

6 文教青年部

ア 会員の文化体育活動に関する業務

イ 青少年の健全な育成に関する企画および活動

ウ 体育・青少年・児童などに関する他の諸団体との連携、調整などの業務

エ 会員のレクリエーション、サークル活動などに関する業務

オ その他文化体育・青少年に関する業務

7 福祉厚生部

ア 婦人の文化教養の向上に関する業務

イ 高齢者の生きがい充実に関する業務

ウ 会員の福利厚生の実施に関する業務

エ 婦人・高齢者に関する他の諸団体との連携・調整などの業務

オ その他福祉厚生に関する業務

第7条（部員） 会員は、会則第55条の手続きを経て専門部の部員になることができる。

第5章 機関の運営ほか

第8条（第1回会議） 定期総会が開催されたあと、班長会議および役員会は次の期間内に第1回会議を開催しなければならない。

1 班長会議 3週間以内

2 役員会 1週間以内

第9条（幸手市政対策） この会の幸手市政対策は、役員会の議を経て区長を兼ねる役員が行うものとする。

第10条（簡易保険払込団体） この会は日本郵政公社簡易保険事業の保険料団体払込制度の払込団体となり、この制度の定めるところにより必要な業務を適切に行う。

第11条（閲覧の手続き） 会員がこの会の議事録および会計帳簿を閲覧するときは、所定の様式により会長に届出のものとする。

第12条（会費免除） 会員が次のいずれかに該当する場合は会費を免除する。

1 新加入した会員の加入月の会費は免除する。

2 世帯主が死亡した場合は、未納入月または前納月の会費について3カ月分免除する。

3 その他特別の事情があり、役員会が免除することを決定した場合

第13条（活動手当） 役員が会則等で定める職務の範囲を越えて業務を遂行した場合、または会員が会長の要請によって特別な自治会活動を行った場合は、次の基準により活動手当を支給する。

1 交通費 実費

2 食事代 半日の場合1,000円、全日の場合2,000円

第14条（弔慰金） 会員が死亡した場合は、次のとおり弔慰金をおくる。

弔慰金 10,000円

② 会員が前項のいずれかに該当した場合は、ただちに当該区長が事務局長に申請するものとする。

③ 弔慰金は雑費で処理するものとする。

④ その他必要ある場合は、役員会において決定する。

付 則

第15条（改廃） この細則の改廃は班長会議の議決を経なければならない。

第16条（実施） この細則は昭和52年3月13日から実施する。

この細則は昭和54年4月15日から一部改訂実施する。

この細則は昭和59年4月22日から一部改訂実施する。

この細則は平成2年4月1日から一部改訂実施する。

この細則は平成3年4月14日から一部改訂実施する。

この細則は平成7年10月1日から一部改訂実施する。

この細則は平成9年4月6日から一部改訂実施する。

この細則は平成11年3月21日から一部改訂実施する。

この細則は平成16年3月21日から一部改訂実施する。

この細則は平成17年3月20日から一部改訂実施する。

この細則は平成23年12月4日から一部改訂実施する。